

令和7年度 社会体育実習 実施要項

公益財団法人福岡県スポーツ振興センター

1 実施目的

将来、公共スポーツ施設等の指導員等を目指す学生に対して、スポーツを通じて人々の健康や生きがいづくりを手助けできる人材育成のために、社会体育実習を実施する。

2 実習資格

大学等において、所定の単位を修得しており、将来、公共スポーツ施設の指導員等を目指す学生

3 実施場所

福岡県立スポーツ科学情報センター

4 実施期間・期日

原則として2週間（月曜休み）総実習時間96時間程度とする。

第1期	令和7年	6月17日（火）	～	6月29日（日）
第2期	令和7年	7月8日（火）	～	7月20日（日）
第3期	令和7年	7月22日（火）	～	8月3日（日）
第4期	令和7年	8月19日（火）	～	8月31日（日）
第5期	令和7年	10月21日（火）	～	11月2日（日）

※期間・期日の変更に関しては、センター（企画情報係）まで相談すること。

5 募集及び申込方法

- (1) 公益財団法人福岡県スポーツ振興センター（以下「センター」という）（企画情報係）が、HP「ふくおかスポネット」に社会体育実習の「実施要項」「実施要領」「申込書」「誓約書」「希望者一覧」を掲載し、募集を開始する。
- (2) 申込者は、センター（企画情報係）へ事前に連絡をする。その後、申込者は「社会体育実習申込書」「誓約書」「希望者一覧」に必要事項を記載し、所属学校からの必要文書等（各学校様式）を添えてセンター所長に提出する。また、申込者は、実習前日までに実習費として1名につき5,000円を下記口座に入金する。

振込銀行 福岡銀行 月隈支店

口座名義 公益財団法人福岡県スポーツ振興センター 理事長

口座番号 普通 407603

- (3) センター所長は実習希望者が所属する学校に受入れの可否等を通知するとともに、学生の受け入れに関して必要な事項を通知する。なお、1校あたり1～3名の受入れを原則とする。

6 実施方法

- (1) 社会体育実習の日程及び場所はセンター所長の決定に基づき、学生が所属する学校の社会体育実習指導教官があらかじめ学生に指示する。
- (2) 1日の社会体育実習時間は、8:30~17:15 又は 12:45~21:30 とする。その際、昼休みの時間を1時間設けるほか、センター職員の休憩時間に準じて休憩させる。
- (3) 学生が社会体育実習に遅刻・欠席したとき、その他教育上の指導を必要と認めるときは、センター職員は、速やかに社会体育実習指導教官に報告するものとする。
- (4) センターは、学生に対する教育上の配慮に基づく指導が必要であると認められたときは、当該学校の社会体育実習指導教官と協議のうえ、社会体育実習の中止その他の必要な措置を講ずるものとする。

7 誓約書内容の遵守

社会体験実習に参加するには、誓約書の提出を必要とする。なお、誓約書の内容は遵守しなければならない。

8 学生の社会体育実習状況等に関する報告

センター職員は、学生の実習状況について、社会体育実習指導教官に報告するものとする。

9 その他

この要項に定めるものの他、必要な事項は、センターが定めるものとする。